

小金井市児童発達支援センター運営協議会委員公募選考基準

1 公募委員の役割等

(1) 根拠規定

小金井市児童発達支援センター運営協議会規則（以下「規則」という。）

第3条第2項第1号に定める委員です。

(2) 役割

規則第2条の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる事項（センターの運営・管理・事業執行等に関すること）について、課題解決に向けた方策の提案並びに実施事業の執行状況の検証及び評価を行い、結果を速やかに市長に報告します。

(3) 任期

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間

(4) 会議等

原則年4回程度

(5) 報酬

協議会に出席した委員に対しては、報酬を支給します。

※ 会長：日額11,000円 委員：日額10,000円

※ 交通費は報酬に含まれています。

(6) その他

協議会に代理の方を出席させることはできません。また、委員に選出された場合は、市ホームページ等に氏名が掲載されます。

2 募集と応募

(1) 募集人数

3名

(2) 募集対象

小金井市児童発達支援センター（以下「きらり」という。）の事業（相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、外来訓練、親子通園、保育所等訪問支援）を1度でも利用したことのある児童の保護者

※ 氏名、生年月日、住所を確認するため、住民基本台帳を閲覧することに同意できる方のみ応募できます。

(3) 応募制限

既に市が設置している附属機関等の委員の方は、原則として一つまでしか他の附属機関の委員を兼ねることができません。ただし、臨時的、時限的に設置される附属機関等の委員については、その他に一つに限り兼ねることができるものとします。なお、委員の任期は原則として3期までです。

(4) 募集期間

令和8年2月2日（月）から3月2日（月）まで

(5) 募集方法

募集の周知は、市報（令和8年2月1日号、市ホームページ及びX（旧ツイッター）で行います。

3 選考方法等

- (1) 応募者の中から、抽選により決定します。
- (2) 抽選は公開で行うこととし、抽選日時、場所等については応募者にお知らせします。
- (3) 当選者は、その権利を他の者に譲ることはできません。

4 応募方法

- (1) 持参、郵送、FAXまたはEメールで、所定の応募用紙に必要事項を明記し、令和8年3月2日（月）午後5時までに、自立生活支援課まで提出してください。郵送の場合は2日の消印有効とします。
- (2) 応募用紙は、自立生活支援課（市役所第二庁舎2階）、きらりにて配布するほか、市ホームページからもダウンロードすることができます。
- (3) 電子フォームによる場合は、応募用紙、市報、市ホームページ及びエックス（旧ツイッター）にてQRコードを配布しています。

5 抽選結果

応募者全員に通知するとともに、当選者は市報及び市ホームページに掲載します。

6 その他

本件に関する庶務は、福祉保健部自立生活支援課において処理します。